









管理コード	要項事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の 分類	措置の 内容	各府県からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の 分類」の 見直し	「措置の 内容」の 見直し	各府県からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	再意見 精査資料	「措置の 分類」の 再見直し	「措置の 内容」の 再見直し	各府県からの再々検討要請に対する回 答	プロジェクト名	提案 番号	提案主体名	制度の所管・ 関係府庁	
0120270	「投資・経営」の事業所の確保(存在)の認定の緩和			「投資・経営」の在留資格に係る基準において、起業する場合における基準である「事業を行なう設備等を備えた事業目的の占有の前提を有することを」を「住居内において事業専用の居室や間仕切り等により分離された事業専用のスペースを有すること」に緩和する。	政府が推進する対日投資の拡大を踏まえ、古くから港を通じて海外に門戸を開き、国際都市として発展してきた兵庫・神戸は、留学生などを中心に、外国人による起業も多く、これらが、地域経済を支える大きな柱となっている。 外国人起業する場合、資力が十分でなく、また一人で会社を立ち上げることが多いが、その場合、「住居」を「事業所」として起業したいというニーズが多い。外国人の起業を促進し地域経済の活性化を図るため、「住居」を「事業所」として申請する場合の要件の緩和を図るものである。	-	御提案に係る制度は、当庁の所管するものではないが、本件要望の御趣旨については、現行の制度で対応可能であると考ええる。		右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答された。				既にお答えしたとおり、本件要望の御趣旨については、現行の制度で対応可能であると考ええる。							福岡・アジア ゲートウェイ構 想	1 1 6 0 0 6 0	兵庫県、神戸 市	警察庁 法務省 厚生労働省	
0120280	外国企業による新規事業拠点創設時に必要な外国人材向け在留資格認定手続き簡素化			【内容】 簡便更新により「短期滞在」を最大180日間付与することにより運用されている現行制度に、簡便に、事業拠点設置準備期間に必要ない在留資格の創設、もしくは、事業拠点設置準備期間から「投資・経営」企業内転勤等の在留資格の付与	【実施内容】 外国企業が新規の事業拠点を創設する段階において、拠点立上げ業務を担当する外国人が日本で活動する際に利便性の高い在留資格制度を創設する。 【提案理由・目的・効果】 当国へ進出予定の外国企業で一定の要件を満たす者については、拠点設置の準備段階から活動目的に合致した「在留資格」を付与することで、拠点設置に必要な活動の円滑化を図り、アジアをはじめとする外国企業の対日投資を促進に資する。 在留資格「短期滞在」では、最大180日間までしか期間が認められていないことから、日本法人及び日本支店設置業務に必要な行為(銀行口座の開設、オフィスや社宅の賃貸契約など)が在留資格「短期滞在」ではできない理由で行いにくい現状にある。よって、拠点設置に限定した「在留資格」を創設するか、「投資・経営」などの既存の在留資格の付与要件を緩和することにより、日本国内における拠点設置の準備を進める外国人に対する社会的信用度も高く評価されると考えられ、対日投資の増加を図れるからである。	-	御提案に係る制度は、当庁の所管するものではないが、本件要望の御趣旨については、現行の制度で対応可能であると考ええる。													福岡・アジア ゲートウェイ構 想	1 1 8 7 1 6 0	福岡市	警察庁 法務省 厚生労働省	
0120290	IT技術者など高度外国人材活用のため、就労準備研修ができる在留資格の創設又は要件緩和			【内容】 ①人材派遣・人材紹介・人材開発等の事業が実施する日本企業・日本企業連合化のための半年程度の研修を受講する場合の在留資格「特定(就労準備)研修」の創設 ②専修学校専門課程の修業年限規制(現行1年以上)を緩和し、就業準備に限定した修業年限1年未満の期間研修を認め、回課制に習学できるようにする。	【実施内容】 日本企業経験が低い高度外国人材が日本企業で円滑に就労できるよう、生活体験をしながら、半年程度、日本社会に慣れ、日本企業に適合させる就労準備研修を行なう。 【提案理由・目的・効果等】 人材派遣会社は、経営企業に応じ、本場で研鑽した外国人技術者の派遣事業等を実施しているが、就業前の日本社会慣熟期間に必要となる在留資格が無い。結果「昨日まで本国、明日から日本の職場」となり、トラブルの原因の要因となっている。就労準備研修による円滑な適応性向上は、人材確保の日本企業、キャリアパスを図る本人の双方にとって有益であり、当該研修のための在留資格の創設が必要である。 参考とすべきものに、専修学校中大学が、文科省と経産省からの委託研修においてもこうした経験を活かし、高等教育機関による実施も想定される。しかし最も修業年限が短い専修学校専門課程で現行1年以上という修業年限短縮があり、これを研修内容に則した形で1年未満の修業年限も可能とする必要がある。 ヒヤリングによれば「専修学校」のほか、「人材派遣業」「人材紹介業」「各種学校」の参入も想定され、専修学校が参入する際の「留学」在留資格要件緩和し、その他の参入が参入する際の「新たな在留資格の創設」の双方から検討しておく必要がある。	-	御提案に係る制度は、当庁の所管するものではないが、本件要望の御趣旨については、現行の制度で対応可能であると考ええる。														福岡・アジア ゲートウェイ構 想	1 1 1 7 1 7 0	福岡市	警察庁 法務省 文部科学省 厚生労働省
0120300	起業準備中外国人留学生への在留資格緩和または創設			【内容】 外国人留学生が卒業後、会社等を設立する場合は、その準備活動を行うための在留資格の変更は認められない。そのため、外国人留学生が日本で起業する場合の準備活動に必要な在留資格を創設する。	【実施内容】 外国人留学生が卒業後、日本の企業に就職する準備活動中に在留資格が付与される場合と同じように、外国人留学生が卒業後に起業する場合においても、その準備活動中に在留資格を付与することにより、日本人留学生が日本で起業する場合の準備活動を増やし、高度外国人材の誘致を促進する。	-	御提案に係る制度は、当庁の所管するものではないが、現在、法務省において、大学等を卒業後の留学生の起業活動について規定するが、進捗作成等の所要の措置を行っているところと承知している。													福岡・アジア ゲートウェイ構 想	1 1 8 7 1 8 0	福岡市	警察庁 法務省	
0120310	留学生の民間企業によるインターンシップ実入が可能な在留資格要件の緩和			【内容】 留学生が働く場合は、資格外活動許可が必要であり、その労働時間は、1週につき28時間以内と制限されている。このため、留学生が夏休み以外にも当該企業等の就業時間と同じ就業時間でインターンシップによる実習が可能となるよう、インターンシップの場合に限り留学生の労働時間に関する規制を緩和する。	【実施内容】 留学生の在留資格要件の緩和により、留学生の日本企業等での就業機会の拡大及び企業等が優秀な留学生を育成・獲得できる機会を創出する。 【提案理由・目的・効果等】 留学生の企業でのインターンシップ実習が可能となれば、日本での就業機会の拡大につながるため、留学生にとって日本留学が極めて大きな魅力となる。また、企業等においても優秀な留学生の育成・獲得が期待される。	-	御提案に係る制度は、当庁の所管するものではないが、留学生の労働時間の制限を御提案のとおり緩和することとした場合、本来就労を目的とはしていないはずの留学生であっても事実上就労と同等の労働をすることが可能となり、就労目的での在留資格の取得を促す恐れがある。このような治安に与える様々な影響について十分に考慮する必要があることから、御提案を認めることは妥当ではないと考ええる。													福岡・アジア ゲートウェイ構 想	1 1 8 7 1 8 0	福岡市	警察庁 法務省 厚生労働省	
0120320	「研究交流ビザ(仮称)」の創設			【内容】 各国の教員及び学生等が半年間日本の出入国を行うよう「研究交流ビザ(仮称)」を新規に在留資格を創設する。	【実施内容】 例えば、半年間の教育・研究等を行うような人材や福岡で開催されるフォーラム等への出席のみに入国する研究者等を福岡に呼び込むよう「研究交流(仮称)」を新規に在留資格を創設する。 【提案理由・目的・効果】 海外の教員・学生及び研究者が福岡の大学や会議等において、教育・研究活動及び講演活動を行うことや海外の学生が福岡の大学で半年間(一学期未満)の講義等を受講しようとする場合、既存の「教員(仮称)」及び「在留資格」短期滞在」を取得して受講することが考えられるが、「教員(仮称)」は、対象者の要件が厳しく、学生は条件に該当しない。また、「在留資格」短期滞在は、一度延長しても180日間までしか認められなく、また、更新されるかどうかかわからない。以上のことから、半年間という期間を対応した査証・在留資格の創設が必要である。また、この査証に限っては、福岡でのフォーラム等への出席のみを目的に入国する場合は必要書類が簡素化できるものとする。この査証の創設により、福岡においてアジア諸国の情報・人材・技術等のネットワークの構築が進み、アジア諸国との協力・連携を促進することができる。と考える。	-	御提案に係る制度は、当庁の所管するものではないが、本件要望の御趣旨については、現行の制度で対応可能であると考ええる。														福岡・アジア ゲートウェイ構 想	1 1 8 7 2 2 0 0	福岡市	警察庁 法務省 外務省